

野田市休日保育事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年3月27日

野田市長 鈴木 有

## 野田市告示第56号

### 野田市休日保育事業実施要綱の一部を改正する告示

野田市休日保育事業実施要綱（平成15年野田市告示第38号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第43条第1項に規定する労働者等の監護する小学校就学前子ども」を「第43条第3項に規定する労働者等監護満三歳未満小学校就学前子ども」に改める。

#### 附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。